

山口県報

平成23年
4月22日
(金曜日)

目次

告示	一
指定代理納付者の指定(税務課)	一
解除予定保安林(山口市)(森林整備課)	一
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	二
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知の内容及び掲示場所(森林整備課)	三
解除予定保安林に関する通知の取消し(森林整備課)	三
漁業災害補償法第五十五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示(水産振興課)	三
漁業災害補償法第八十条第二項の規定による同意(水産振興課)	四
防府都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	四
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川課)	四
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課)	五
公告	六
平成二十三年度危険物取扱者保安講習の実施(防災危機管理課)	六
土地改良区役員(届出)(農村整備課)	八
周南都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	八
熊毛都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	九
公安委公告	九
契約の締結	九
監査公表	九
監査公表(二件)	九
雑報	九
県報の正誤(平成十九年四月二十七日山口県公告(二二三))	一八

山口県告示第百八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目七番一号
- 指定代理納付者に納付させる歳入
やまぐち元気寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 指定の期間
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間

山口県告示第百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 解除予定保安林の所在場所
山口市秋穂二島字大河内山ノ内遠下式六三二の一・六三二の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 閑成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇部市大字東吉部字木野四三三の一、四二三の二、四二三の九、四二三の一〇、四二三の一六、四四〇の六

美祢市秋芳町青景字大谷東平三二五の一から三二五の三まで、三二六、字金山三七七の二から三二七の四まで、三二七の六三から三二七の七〇まで、大嶺町奥分字宮川九三一から九三三まで、九三六、一九八二、一九八三、伊佐町伊佐字城山一五二六の四三、一五二六の四四、一五二六の四六、一五二六の八〇、一五二六の九二、字奥ヶ羽山一五二六の九三、一五二六の九四、一五二六の九七、字四ノ内川一八八八、一八八九、美東町赤字奥勝負一五五六、字北ヶ浴一五五八、一五五九、三九二八、三九三〇、字尾崎一五六〇から一五六二まで、一五六八、字弥平田一五七一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字椿東字如意ヶ岳四六八の一、四六八の一七、字大櫃四七四九、四七五〇、大字吉部上字伏馬九〇三の一（次の図に示す部分に限る。）、大字明木字上菅蓋一二

七〇、一二七一の一、字菅蓋一二七〇の一、字かやヶ浴一二七二から一二七七まで、大字高佐下字伏馬二六九八の一（次の図に示す部分に限る。）、

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字吉部上字伏馬九〇三の一・大字明木字上菅蓋一二七〇・一二七一の一・字かやヶ浴一二七二から一二七七まで・大字高佐下字伏馬二六九八の一（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）、

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字椿東字如意ヶ岳四六八の一、四六八の二、四六八の一七、字大櫃四七四九、四七五〇

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市

農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定に関する告示(平成十年山口県告示第三百四十二号)、保安林の指定に関する告示(平成十四年山口県告示第五十三号)及び保安林の指定に関する告示(平成十四年山口県告示第六十号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市産業経済部農林整備課、萩市農林水産部林政課、岩国市産業振興部農林振興課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定に関する告示(平成十四年山口県告示第四百四十四号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに長門市経済観光部農林課及び周南市「いのち育む里づくり」部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 通知の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 変更に係る指定施業要件 森林所有者又は登記した権利を有する者 住所 氏名又は名称

防府市大字佐野字首括り四三四の一

土砂の流出の防備 立木の伐採の限度 原田 昌英の相続人

二 通知の内容を掲示した場所
防府市役所

山口県告示第百八十七号

農林水産大臣から、解除予定保安林に関する告示(平成十四年山口県告示第三百四十四号)に係る解除予定保安林に関する通知を取り消す旨の通知があった。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

山口県告示第百八十八号

漁業災害補償法第五十条第一項第二号の規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

表中

六連島区域
 (山口県漁業協同組合の地区のうち下関市大字六連島の地域)
 法第百四条第二号に掲げる漁業

六連島区域
 (山口県漁業協同組合の地区のうち下関市大字六連島の地域)
 2 / / に掲げる漁業以外の漁業

改める。

山口県告示第百八十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

区	域	区	分
久津区域			総トン数十トン未満の漁船により行う漁業及び小型定置網漁業以外の漁業
安下庄区域			主として船びき網又はかごを使用して営む漁業

山口県告示第百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、防府都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称
防府市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
防府都市計画下水道事業防府市公共下水道
- 三 事業施行期間

を

に

四 事業地

昭和三十四年三月十二日から平成二十八年三月三十一日まで

- 防府市本橋町、新橋町、今市町、千日二丁目、千日三丁目、平和町、八王子一丁目、八王子二丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、佐波一丁目、佐波二丁目、寿町、迫戸町、宮市町、栄町一丁目、栄町二丁目、天神一丁目、天神二丁目、上天神町、松崎町、東松崎町、南松崎町、緑町一丁目、緑町二丁目、国分寺町、惣社町、美和町、国衙一丁目、国衙二丁目、国衙三丁目、国衙四丁目、国衙五丁目、多々良一丁目、多々良二丁目、駅南町、中央町、車塚町、鋳物師町、桑山一丁目、桑山二丁目、岡村町、お茶屋町、松原町、石が口一丁目、石が口二丁目、石が口三丁目、華浦一丁目、華浦二丁目、三田尻本町、自力町、協和町、三田尻一丁目、三田尻二丁目、三田尻三丁目、東三田尻一丁目、東三田尻二丁目、警固町一丁目、警固町二丁目、勝間一丁目、勝間二丁目、勝間三丁目、鐘紡町、新築地町、開出、高倉一丁目、高倉二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目、鞠生町、新田一丁目、泉町、古祖原、開出本町、開出西町、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、中泉町、仁井令町、東仁井令町、清水町、伊佐江町、華城中央一丁目、華城中央二丁目、華園町、敷山町、岩畠一丁目、岩畠二丁目、岩畠三丁目、酢貝、牟礼今宿一丁目、牟礼今宿二丁目、岸津一丁目、岸津二丁目、沖今宿一丁目、沖今宿二丁目、中西、牟礼柳、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、大字新田、大字仁井令、大字浜方、大字田島、大字植松、大字大崎、大字高井、大字牟礼、大字江泊、大字富海、大字下右田及び大字西浦

山口県告示第百九十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、厚狭川河川激甚災害対策特別緊急排水機場排水機器製作輸送据付工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 厚狭川河川激甚災害対策特別緊急排水機場排水機器製作輸送据付工事
- (一) 工事場所 山陽小野田市大字郡字新川田内地内
- (二) 工事の概要

名	称	数	量
主ポンプ設備			二台

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が機械器具設置工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(機械器具設置工業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成二十三年四月二十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の機械器具設置工事の数値が千二百五十以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の機械器具設置工事の数値が六百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 - 山口県宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十三年四月二十五日から同年五月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十三年六月十三日までに発送する。
- 四 その他
 - この審査についての問合せは、山口県宇部土木建築事務所(電話〇八三六一二一七二二五)にすること。

山口県告示第九十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、三田尻中関港海岸高潮対策排水機場排水機器製作輸送据付工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 三田尻中関港海岸高潮対策排水機場排水機器製作輸送据付工事
- (一) 工事場所 防府市鐘紡町地内
- (二) 工事の概要

名	称	数	量

主ポンプ設備

二台

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が機械器具設置工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（機械器具設置工業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十三年四月二十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の機械器具設置工事の数値が千二百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の機械器具設置工事の数値が六百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

(四) 山口県防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号
申請書等の提出期間及び時間
平成二十三年四月二十五日から同年五月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十三年六月十三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県防府土木建築事務所（電話〇八三五―二一三四八五）にすること。



(一〇) 平成二十三年度危険物取扱者保安講習の実施

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三の規定に基づき、平成二十三年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 受講対象者

消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

二 講習の日時及び場所

(一) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場 所
平成二三、七、五	午前九時から 正午まで	萩市大字江崎八七六五の一 山口県漁業協同組合江崎支店
" " " " 八	" " "	下関市消防訓練センター
" " " " 一四	" " "	長門市仙崎公民館
" " " " 一五	" " "	長門市日置上二六五五の七
" " " " 二〇	" " "	山口県漁業協同組合黄波戸支店
" " " " "	" " "	周南市鼓海二丁目一八の二四
" " " " "	" " "	財団法人周南地域産業振興センター

(二) 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設(一)に掲げる危険物施設を除く。(一)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場 所
平成三三、七、二〇	午後一時から午後四時まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター
" " " " 二二	" "	下松市大字平田四八四 中国電力株式会社下松発電所
" " " " 二六	" "	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合
" " " " 二八	" "	山口県民文化ホールいわくに
" " " " 二九	午前九時から正午まで	玖珂郡和木町和木六丁目一番二号 三井化学株式会社若国大竹工場
" " " " 八、五	午後一時から午後四時まで	周南市新南陽ふれあいセンター

(三) (一)及び(二)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場 所
平成三三、七、一	午前九時から正午まで	光地区消防組合消防本部
" " " " 八	午後一時から午後四時まで	下関市消防訓練センター
" " " " 三	午前九時から正午まで	光市大字光井四七二〇 武田薬品工業株式会社光工場
" " " " 九、二	" "	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合
" " " " 七	午後一時から午後四時まで	光地区消防組合消防本部
" " " " 一三	" "	下松市大字平田四八四 中国電力株式会社下松発電所
" " " " 一四	" "	美祢市大領町東分四一八の八 美祢勤労者総合福祉センター
" " " " 二七	" "	防府市駅南町八番三〇号 山口短期大学オーブンカレッジ 山陽小野田市消防本部

- 二九 " " 山口県民文化ホールいわくに
 - 三〇 " " 周南市鼓海二丁目一八の二四
財団法人周南地域地場産業振興センター
 - 〇、六 " " 山陽小野田市消防本部
午後一時から
午後四時まで
 - 七 " " 下関市消防訓練センター
午前九時から
正午まで
 - 一二 " " 柳東文化会館
 - 二七 " " 宇部市大字川上七四
山口宇部農業協同組合
 - 二八 " " 山陽小野田市消防本部
午後一時から
午後四時まで
 - 一、一六 " " 山口市大手町二番一八号
山口県教育会館
 - 一七 " " 防府市駅南町八番三〇号
山口短期大学オーブンカレッジ
 - 二二 " " 萩市消防本部
午前九時から
正午まで
 - 二五 " " 山陽小野田市消防本部
午後一時から
午後四時まで
- 三 受講申請書の提出期限及び提出先
各講習実施日の二十日前までに、最寄りの消防本部又は山口市葵二丁目五番六九号
(郵便番号七五三〇八二二) 社団法人山口県危険物安全協会連合会に提出すること。
- 四 提出書類
受講申請書
- 五 受講手数料
四千七百円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 六 その他
受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三―二三六〇)又は社団法人山口県危険物安全協会連合会(電話〇八三一九三三―七七九九)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一一一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。
平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住 所
宇部市御撫育土地改良区	理 事	河崎 重樹	宇部市大字広瀬五七九
"	"	伊藤 俊彦	大字際波四八三
"	"	浅上 賢治	大字中野開作四二七の一
"	"	松尾 俊昭	大字妻崎開作四八の三
"	"	富田 一幸	八九四の二
"	"	蔵重 恒敏	一五四
"	"	縄田 敏明	大字東須恵三一四の二

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住 所
宇部市御撫育土地改良区	理 事	河崎 重樹	宇部市大字広瀬五七九
"	"	伊藤 俊彦	大字際波四八三
"	"	金澤 巖	大字中野開作二八九の一
"	"	松尾 俊昭	大字妻崎開作四八の三
"	"	富田 一幸	八九四の二
"	"	笠井 和夫	一六六三の八
"	"	神田 純	大字東須恵三一二二

(一二二) 周南都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準

用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一三) 熊毛都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による熊毛都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

熊毛都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十三年四月二十二日

山口県知事 二井 関成



一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び予定数量

ICカード化運転免許証用ICカード 二十四万七千五百枚

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十三年三月二十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社DNPアイデーシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

六 落札金額

九百枚当たり五十一万五千二十五円

七 入札公告日

平成二十三年二月十五日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成23年4月22日

山口県監査委員

回

回

伊藤 博

秋野 哲

神田 忠二

監査の結果に関する報告	同	石津敏樹	監査委員名	監査年月日	監査箇所
宇部	"	秋野哲範	石津敏樹	平成22年10月13日	給与厚生課
下関	"	石津敏樹	伊藤博	"	文化振興課
萩	"	"	"	"	環境政策課
男女共同参画相談センター	"	石津敏樹	石津敏樹	"	厚政課
周南健康福祉センター	"	秋野哲範	"	"	長寿社会課
山口	"	"	"	"	農業経営課
宇部	"	"	"	"	農村整備課
長門	"	"	"	"	水産振興課
衛生看護学院	"	"	"	"	漁港漁場整備課
萩看護学校	"	"	"	"	都市計画課
精神保健福祉センター	"	"	"	"	建築指導課
周南児童相談所	"	"	"	"	議会事務局
下関	"	"	"	"	監査委員事務局
大阪事務所	"	"	"	"	労働委員会事務局
計量検定所	"	"	"	"	人事委員会事務局
岩国農林事務所	"	伊藤博	伊藤博	"	教育庁人権教育課
柳井	"	神田忠二	伊藤博	"	"
周南	"	神田忠二	藤田忠二	"	"
山口	"	伊藤博	藤田忠二	"	警察本部会計課
美祢	"	伊藤博	藤田忠二	"	"
防府水産事務所	"	伊藤博	藤田忠二	"	"
農林総合技術センター	"	伊藤博	藤田忠二	"	"
岩国土木建築事務所	"	伊藤博	藤田忠二	"	"
防府	"	伊藤博	藤田忠二	"	"
宇部	"	伊藤博	藤田忠二	"	"
下関	"	伊藤博	藤田忠二	"	"
長門	"	伊藤博	藤田忠二	"	"
萩	"	伊藤博	藤田忠二	"	"
岩国港湾管理事務所	"	伊藤博	藤田忠二	"	"
周南	"	伊藤博	藤田忠二	"	"
宇部	"	伊藤博	藤田忠二	"	"
錦川総合開発事務所	"	伊藤博	藤田忠二	"	"
宇部小野田湾岸道路建設事務所	"	伊藤博	藤田忠二	"	"

周防大島高等学校	平成23年 2月23日	石 津 敏 樹
岩国 " "	平成22年12月22日	" "
岩国総合 " "	" " 1日	" "
高森 " "	平成23年 2月23日	" "
岩国商業 " "	平成22年12月 1日	" "
岩国工業 " "	" " "	" "
柳井 " "	" " "	" "
柳井商工 " "	平成23年 2月23日	" "
熊毛南 " "	" " "	" "
田布施農業 " "	平成22年12月16日	" "
光 " "	" " 1日	" "
光丘 " "	平成23年 2月23日	" "
下松 " "	" " "	" "
華陵 " "	" " "	" "
下松工業 " "	平成22年12月16日	" "
熊毛北 " "	平成23年 2月23日	" "
徳山北 " "	" " "	" "
新南陽 " "	平成22年12月16日	" "
徳山商工 " "	" " "	" "
山口 " "	" " "	" "
山口中央 " "	" " 1日	" "
宇部商業 " "	" " 16日	" "
美祢 " "	平成23年 2月23日	" "
青嶺 " "	" " "	" "
西市 " "	平成22年12月16日	" "
豊浦 " "	" " "	" "
下関西 " "	" " "	" "
下関南 " "	平成23年 2月23日	" "
豊北 " "	" " "	" "
下関中央工業 " "	平成22年12月 1日	" "
下関工業 " "	" " "	" "
萩 " "	" " 16日	" "
萩商工 " "	平成23年 2月23日	" "
奈古 " "	平成22年12月 1日	" "

下関中等教育学校	平成23年 2月23日	" "
岩国総合支援学校	平成22年12月16日	" "
田布施 " "	" " "	" "
周南 " "	" " "	" "
徳山 " "	平成23年 2月23日	" "
山口南 " "	" " "	" "
山口 " "	平成22年12月16日	" "
宇部 " "	" " "	" "
下関南 " "	平成23年 2月23日	" "
下関 " "	平成22年12月16日	" "
萩 " "	" " "	" "
柳井警察署	" " 1日	" "
光 " "	" " "	" "
周南 " "	" " 22日	秋 野 哲 範
山口 " "	平成23年 1月28日	神 田 忠 二 郎
山陽小野田 " "	平成22年12月 1日	石 津 敏 樹
長門 " "	" " "	" "
下関 " "	平成23年 1月28日	" "

監査の結果
 財務に関する事務の執行については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

厚政課

物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。

長寿社会課

高齢者住宅整備資金貸付金の収入未済があった。

農業経営課

農業改良資金貸付金及び農業改良資金貸付金連約金の収入未済があった。

水産振興課

- 1 沿岸漁業改善資金貸付金の収入未済があった。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1

項第 1 号に該当する物品購入の随意契約において、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「規則」という。）第167条第 2 項第 1 号に該当する 2 以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2 人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

漁港漁場整備課

漁業経営構造改善事業費補助金返納金の収入未済があった。

都市計画課

決裁権者が時間外勤務命令及び休日勤務命令の決裁をしていないものがあった。

建築指導課

工事請負契約の債務不履行に係る違約金の収入未済があった。

教育庁人権教育課

高等学校等進学奨励費の収入未済があった。

警察本部会計課

放置違反金及び放置違反金延滞金の収入未済があった。

山口県税事務所

役務費の支払に係る経費の支出何を行っていないものがあった。

周南県民局

役務費の支払に係る経費の支出何を行っていないものがあった。

周南健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金違約金の収入未済があった。

山口健康福祉センター

1 収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあった。

2 生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

宇部健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

長門健康福祉センター
衛生看護学院

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

令第167条の 2 第 1 項第 1 号に該当する物品購入及び物品修繕の随意契約において、規則第167条第 2 項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2 人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

周南児童相談所

1 児童保護費の収入未済があった。

2 物品修繕契約において、随意契約によることとした理由を明らかにしていないものがあった。

下関児童相談所

児童保護費の収入未済があった。

柳井農林事務所

令第167条の 2 第 1 項第 1 号に該当する物品購入及び物品修繕の随意契約において、規則第167条第 2 項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2 人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

美弥農林事務所

需用費等の支払の時期が遅延しているものがあった。

農林総合技術センター

1 令第167条の 2 第 1 項第 1 号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第 2 項第 1 号に該当する 2 以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2 人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

2 物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。

岩国土木建築事務所

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

防府土木建築事務所

1 前渡を受けた資金について、前渡資金経理簿に登記していないものがあった。

- 2 工事請負契約において、随意契約によることとした理由を明らかにしていないものがあった。
- 3 物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。

宇部土木建築事務所

収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあった。

萩土木建築事務所

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品修繕契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

周南港湾管理事務所

海岸局の運営に係る負担金及び港湾施設の使用料の調定の時期が遅延しているものがあった。

岩国総合高等学校

前渡を受けた資金について、前渡資金経理簿に登録していないものがあった。

田布施農業高等学校

- 1 授業料の調定額を誤っているものがあった。
なお、現在は、減額調定済みである。

- 2 契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

下松高等学校

通勤手当の支給額を誤っているものがあった。
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

新南陽高等学校

物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。

豊北高等学校

- 1 予定価格が規則第165条の2に規定する額を超える物品購入の契約を令第167条の2第1項第1号に該当する随意契約としているものがあった。

山口総合支援学校

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品修繕契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

柳井警察署

扶養手当の認定を誤っているものがあった。
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

意 見

- 1 諸手当の認定又は決定について

給与等に係る認定及び支払に関する事務については、集中化が進められており、本庁（警察本部を除く。）に加えて、今年度からは出先機関（教育機関及び警察署を除く。）についても集中化の対象とされ、事務の改善が期待されることである。しかし、今年度の監査では、集中化の対象となっていない機関において、諸手当の認定を誤り、長期間にわたり過払いとなるなど、適正でないものが見受けられた。

については、任命権者において、諸手当の適正な支給を確保するため、事後の確認を徹底されたい。

- 2 収入に係る事務処理の適正化について

調定の遅延等による納期限の遅れや調定金額の誤りについては、過年度において監査意見を述べているところであるが、誤った件数及び金額が今なお増加傾向にある。

については、全庁統一的に処理すべきものについては、主務課等において電子媒体等を活用して年度当初又は適宜に調定時期、金額の算定方法等の収納事務の徹底を図るとともに、各所属においても複数の職員による確認の態勢を整備するなど、調定及び収納に関する事務の進行管理を適切に行い、会計処理の適正化に努められたい。

監査公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成23年 4 月22 日

山口県監査委員

伊 藤 博

同

秋 野 哲 範

同

神 田 忠 二 郎

1 111

同 石 津 敏 樹

監査の結果に関する報告

監 査 箇 所	監 査 年 月 日	監 査 委 員 名
財団法人やまぐち産業振興財団	平成23年2月1日	石 津 敏 樹
財団法人山口県国際交流協会	" "	" "
総合設備管理株式会社	" "	" "
サントリーパブリシティサービス株式会社	" 2日	神 田 忠 二 郎
財団法人やない花のまちづくり振興財団	" "	" "
財団法人山口県健康福祉財団	" 3日	石 津 敏 樹
財団法人山口県体育協会	" "	" "
株式会社アリーナ萩	" "	" "
財団法人やまぐち森林担い手財団	" 7日	伊 藤 博
財団法人やまぐち県民活動きらめき財団	" "	" "
社会福祉法人山口県社会福祉事業団	" "	秋 野 哲 範
社会福祉法人山口県社会福祉協議会	" "	" "
山口県土地開発公社	" "	神 田 忠 二 郎
山口県道路公社	" "	" "
山口県住宅供給公社	" "	" "
社会福祉法人宇部市厚生事業会	" "	石 津 敏 樹
社会福祉法人むべの里	" "	" "
地方独立行政法人山口県産業技術センター	" 16日	" "
社会福祉法人博愛会	" "	" "
やまぐちの農水産物需要拡大協議会	" 17日	" "

財団法人やまぐち産業振興財団

- 1 県出資金、県貸付金及び県補助金について
本財団は、県の産業技術の高度化、中小企業等の振興発展及び新たな産業の創出を総合的に支援し、もって広く県内産業の振興と魅力ある地域社会の建設に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産等3,763,524,817円のうち2,581,020,000円

を出資している。

また、県は、平成21年度において、貸付金として山口県小規模企業者等設備導入資金貸付金276,487,000円及び新事業活動支援設備貸与事業資金貸付金80,048,000円を貸し付けているほか、下請企業振興事業費補助金49,240,201円、やまぐち産業振興財団育成事業費補助金44,479,353円、小規模企業者等設備資金貸付管理費補助金17,927,442円及び省エネ・省資源型産業集積促進補助金7,639,000円を支出している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県国際交流協会

1 県出資金及び県補助金について

本協会は、県における中核的な民間国際交流組織で、県の特性を生かした多面的な国際交流活動を通じて、県民の国際認識と国際理解を増進するとともに、世界に開かれた地域社会づくりと県民生活の向上に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産718,420,508円のうち450,000,000円を出資している。

また、県は、平成21年度において、山口県国際交流協会補助金15,541,000円及び臨時保育ルーム設置促進事業補助金10,000円を支出している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

総合設備管理株式会社

1 県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について

本会社は、環境衛生施設、公共施設等の運転管理、保守点検補修及び清掃業務、上下水道施設的设计、施工及び管理業務等の事業を営むことを目的として設立され、県は、平成21年度において、周南流域下水道及び田布施川流域下水道の管理に係る委託料³⁴⁷185,000円を支出している。

また、県は、周南流域下水道及び田布施川流域下水道に係る指定管理者の指定をしている。

2 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

サントリーパブリシティサービス株式会社

- 1 県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について
本会社は、ホール・博物館・美術館・図書館・会議場の企画、運営、管理等の事業を営むことを目的として設立され、県は、平成21年度において、山口県民文化ホールいわくじの管理に係る委託料200,576,000円を支出している。
また、県は、山口県民文化ホールいわくじに係る指定管理者の指定をしている。
- 2 監査の結果
公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人やない花のまちづくり振興財団

- 1 県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について
本財団は、市民・地域団体・企業・花き生産者・行政等が協働した花のまちづくりができる環境づくりを行うことにより、地域における花き振興を推進するとともに、地域内外の交流を通じて地域の活性化や快適な生活空間の創出に寄与することを目的として設立され、県は、平成21年度において、やまぐちクラウランドの管理に係る委託料148,250,000円を支出している。
また、県は、やまぐちクラウランドに係る指定管理者の指定をしている。
- 2 監査の結果
公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県健康福祉財団

- 1 県出資金、県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について
本財団は、健康づくり及び社会福祉の業務に従事する者の養成・確保並びに福祉を増進するために必要な事業を行い、あわせて県民の介護に関する関心と理解を深めるとともに健康の保持・増進を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産1,523,840,000円のうち1,520,000,000円を出資している。
また、県は、平成21年度において、山口県健康づくりセンターの管理に係る委託料25,785,000円を支出している。
更に、県は山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定をしている。
- 2 監査の結果
財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県体育協会

- 1 県補助金について
本協会は、県民の体力の向上とアスチユアスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的として設立され、県は、平成21年度において、トリアスリート育成事業補助金620,232,000円、国民体育大会山口県選手団派遣経費補助金43,917,000円及び国民体育大会中国ブロック大会山口県選手団派遣経費補助金11,052,000円を支出している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

株式会社マリーナ萩

- 1 公の施設に係る指定管理者の指定について
本会社は、マリーナ施設の管理業務の受託、舟艇の保管業務及び保守点検業務並びに舟艇用燃料、舟艇用装備部品、マリンレジャー用品等の販売業務等の事業を営むことを目的として設立され、県は、萩港の潟港係船浮標、潟港物揚場、潟港野球場等の港湾施設に係る指定管理者の指定をし、当該港湾施設に係る利用料金を本会社の収入として収受させている。
- 2 監査の結果
公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人やまぐち森林担い手財団

- 1 県出資金、県貸付金及び県交付金について
本財団は、林業労働に従事している者の就労条件を改善し、林業労働力の安定的確保を図るとともに、若い担い手の養成及び確保を促進することにより、森林の適正な管理を推進し、林業の安定的な発展に資することを目的として設立され、県は、基本財産1,270,000,000円のうち1,167,785,000円を出資している。
また、県は、平成21年度において、林業就業促進資金貸付金3,972,000円を貸し付けているほか、山口県森林づくり事業交付金6,674,000円を支出している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人やまぐち県民活動きらめき財団

平成23年度

- 1 県出資金について
本財団は、県内において、県民活動の中核的な支援拠点として、自主的・主体的な県民活動の総合的な振興を図ることを目的として設立され、県は、基本財産1,276,144,459円のうち800,000,000円を出資している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人山口県社会福祉事業団

(期)

- 1 県出資金、県交付金、県補助金、県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について
本事業団は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、基本金10,000,000円の全額を出資している。

平成23年度

- また、県は、平成21年度において、運営費交付金17,168,000円、児童センター運営費補助金66,151,000円、障害者自立支援法施行円滑化特別対策事業補助金255,000円及び結核予防事業補助金94,860円を支出しているほか、山口県華南園、山口県たちばな園、山口県華の浦学園及び山口県みほり学園の管理に係る委託料863,491,000円を支出している。
更に、県は、平成23年3月31日まで、山口県華南園、山口県たちばな園、山口県華の浦学園及び山口県みほり学園に係る指定管理者の指定をしていた。
- 2 監査の結果
財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

平成23年度

- 1 県補助金について
本協議会は、県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として設立され、県は、平成21年度において、運営費補助金68,056,000円、山口県センターネットワーク支援対策等事業費補助金876,732,000円、社会福祉施設経営指導員設置費補助金6,497,000円、介護支援専門員資質向上事業補助金3,892,000円、福祉の輪つ

くり運動プラットフォーム構築推進事業補助金2,207,000円、山口県福祉後見サポート事業費補助金1,832,000円及び生活福祉資金貸付償還金利子補給補助金524,520円を支出している。

- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県土地開発公社

- 1 県出資金及び県交付金について

本公社は、県の行政施策の遂行上必要な公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と調和のとれた開発行政の推進に寄与し、もって県民福祉の増進に資することを目的として設立され、県は、基本財産30,000,000円の全額を出資している。

また、県は、平成21年度において、工業団地造成事業土地開発公社交付金83,338,190円を支出している。

- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県道路公社

- 1 県出資金、県交付金及び県補助金について

本公社は、県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産4,839,000,000円の全額を出資している。

また、県は、平成21年度において、短期貸付金として経営健全化対策資金1,670,625,000円を貸し付けているほか、救有料道路無料化対策事業補助金1,212,290,000円を支出している。

- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県住宅供給公社

- 1 県出資金、県交付金、県補助金、県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定に

ついて
 本公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産20,000,000円の全額を出資している。

また、県は、平成21年度において、短期資金として宅地保有資金3,794,000,000円及び宅地取得造成資金1,400,000,000円を貸し付けているほか、特定優良賃貸住宅利子補給金11,457,200円及び特定優良賃貸住宅家賃減額補助金1,934,200円を支出するとともに、県営住宅等の管理に係る委託料1,122,412,830円を支出している。

更に、県は、県営住宅等に係る指定管理者の指定をしている。

2 監査の結果

財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

平成21年度県営住宅等管理業務に関する事業報告書において、委託料の精算額を誤ったことにより、同委託料が過大に支出されていた。

なお、過大に支出されていた委託料については、返納済みである。

社会福祉法人宇部市厚生事業会

1 県補助金について

本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成21年度において、軽費老人ホーム事務費補助金67,748,000円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金228,800円を支出している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人むべの里

1 県補助金について

本法人は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつその有する能力に応じて自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成21年度において、軽費老人ホーム事務費補助金

33,487,000円、障害者就労支援特別対策事業補助金3,129,000円、社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金2,096,800円、社会福祉施設整備関係借入金償還元金等補助金1,896,000円及び障害者自立支援法施行円滑化特別対策事業補助金47,000円を支出している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

地方独立行政法人山口県産業技術センター

1 県出資金及び県交付金について

本法人は、産業技術に関する試験研究、その成果の普及、産業技術に関する支援等を総合的に行うことにより、産業の振興を図り、もって山口県における経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的として設立され、県は、資本金6,375,046,000円の全額を出資している。

また、県は、平成21年度において、産業技術センター運営費交付金664,906,434円及び産業技術センター施設設備費51,635,446円を支出している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人博愛会

1 県補助金について

本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成21年度において、軽費老人ホーム事務費補助金110,854,000円、社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金2,828,600円及び社会福祉施設整備関係借入金償還元金等補助金1,492,400円を支出している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

やまぐちの農水産物需要拡大協議会

1 県補助金について

本協議会は、生産者、流通・加工関係者、消費者が協働した「地産・地消」の推進

や、県内外における販路拡大など、県産農水産物やその加工品の一体的かつ効果的な流通販売対策を通じた需要拡大を図ることを目的として設立され、県は、平成21年度において、流通対策等事業補助金35,986,000円を支出している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

意 見

山口県土地開発公社、山口県道路公社及び山口県住宅供給公社について三公社については、既に一定の事業目的を達成していること及び多額の負債を抱え、借入金利息の累増が大きな負担となっていることから、将来の世代に過大な負担を先送りしないよう、平成23年度末をもって廃止することとされている。
ついては、廃止までの間、関係機関と連携協力して、引き続き保有資産の売却等による債務の圧縮及び経費の削減に努め、可能な限り県民の負担の縮減を図るとともに、財産等の引継ぎに万全を期す必要がある。



正 誤

平成十九年四月二十七日山口県公告(二二三)(土地改良区役員の届出)

ページ	段	箇所	誤	正
七	上	一の表	八九四〇一一	八九四〇一一
"	"	二の表中	八九一〇一一	八九四〇一一